

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
2012年度第1回通常理事会議事録

日時 2012年6月19日(火) 10:00~11:00

場所 (独)日本スポーツ振興センター 国立代々木競技場 会議室1

理事総数: 12名

出席者 理事: 板橋一太、上柳敏郎、岡崎助一、小幡純子、黒岩敏幸、佐藤直子、佐藤征夫、
道垣内正人、野口美一、山本和彦、吉田秀博

監事: 川原貴

事務局: 櫛田葉子、大和田博敬

欠席者 理事: 浅川伸 監事: 辻居幸一

定款第30条3項の規定に基づき、道垣内正人代表理事が議長席につき、定款第42条第1項及び第2項の規定に従い、議決に加わることのできる理事11名中10名の出席により定足数を満たしたので、本理事会は有効に成立した旨を宣言し、議事に入った。

【議決事項】第1号: 2011年度事業報告の件(資料1)

定款11条1項に基づき、2011年度事業報告(案)について説明が行われ、全会一致でそれを承認可決した。

【議決事項】第2号: 2011年度決算報告の件(資料2~7)

定款11条1項に基づき、2011年度決算報告について説明が行われ、全会一致でそれを承認可決した。

【議決事項】第3号: 2012年度事業計画(変更)の件(資料8)

【議決事項】第4号: 2012年度予算(補正)の件(資料9~10)

定款10条1項に基づき、2012年度事業計画(変更案)及び2012年度補正予算(案)について説明が行われ、全会一致でそれらを承認可決した。

【議決事項】第5号: 公益認定申請の件(資料11~18)

公益認定を申請することについて説明が行われ、全会一致でそれを承認可決した。

それに伴い、定款38条1項(2)に基づき、公益財団法人移行後の定款の変更及び「役員及び評議員の報酬等に関する規程」の制定を評議員会における議題とすることを全会一致で承認可決した。また、当該評議員会に提出する議案として、公益財団法人移行後の定款の変更(案)及び役員及び評議員の報酬等に関する規程(案)について説明が行われ、全会一致でそれらを承認可決した。

そして、定款38条1項(3)に基づき、公益財団法人移行後の「特別維持会員規程」「一

般維持会員規程」「基本財産以外の財産の管理運用規程」の改正、及び「寄附金等取扱規程」の制定について説明が行われ、全会一致でそれらを承認可決した。

【議決事項】第6号：諸規則の改正（資料19～21）

定款38条1項（3）に基づき、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」及び「手続費用の支援に関する規則」の改正について説明が行われ、全会一致でそれらを承認可決した。

【議決事項】第7号：その他

特になし。

【報告事項】第8号：その他

特になし。

以上、この議事録が正確であることを証するため、定款第45条の規定により道垣内正人議長及び出席していた川原貴監事は次に記名押印する。

以上

配付資料

- 1 2011年度事業報告（案）
- 2 2011年度貸借対照表
- 3 2011年度正味財産増減計算書
- 4 2011年度付属明細書
- 5 2011年度財務諸表に関する注記
- 6 独立監査人の監査報告書
- 7 監事意見書
- 8 2012年度事業計画（変更案）
- 9 2012年度補正予算（案）
- 10 文部科学省委託事業及び toto 助成事業の収支予算書
- 11 定款の変更（案）
- 12 特別維持会員規程（改正案）
- 13 一般維持会員規程（改正案）
- 14 寄附金等取扱規程（案）
- 15 役員及び評議員の報酬等に関する規程（案）
- 16 基本財産以外の財産の管理運用規程（改正案）
- 17 公益認定申請書（かがみ文書）
- 18 公益認定申請書（電子申請画面抜粋）

- 19 下記(20、21) 2規則改正(案)新旧対照表
- 20 ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則(改正案)
- 21 手続費用の支援に関する規則(改正案)

上記の通り相違ありません。

2012年8月1日

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長：道垣内 正人 /s/

監事：川原 貴 /s/